

平成 27 年度専門家派遣・相談等支援事業のお知らせ

業務改善や賃金引上げ、経営課題や労務管理の無料相談窓口として、「全国最低賃金総合電話相談センター」が設けられています。

また、高知県においても、「高知県最低賃金総合相談支援センター」(高知県社会保険労務士会へ委託)が設けられ、最低賃金引き上げにより影響を受ける中小企業事業主に対して専門家派遣などの支援をします。



専門家を**無料**で各企業へ派遣いたします！！



- ★従業員が定着しなくて・・・
- ★人材育ってどうすれば・・・
- ★社員をやる気にさせる賃金制度はない・・・？
- ★経営改善についてアドバイスが欲しい・・・
- ★助成金に関心があるけど・・・

お気軽にご相談ください！



相談対応者は労働関係の専門家の社会保険労務士です。もちろん相談内容の秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。

また、相談のみでなく、専門家を無料で各企業へ派遣いたします。

全国最低賃金総合電話相談センター	 0120-311-615 月～金曜日(祝祭日、8月12～14日、12月29日～1月3日を除く) 午前9時から午後5時まで ※メール相談窓口 http://www.toukiren.or.jp/join05.html
高知県最低賃金総合相談支援センター	 088-833-1151 開所日 原則水曜日 午前9時から午後5時まで

専門家派遣・相談等支援事業

専 門 家 派 遣 申 込 書

平成 年 月 日

FAX : 088-833-1156

高知県最低賃金総合相談支援センター 行

企 業 名	(名称)		
	代表者名		
所 在 地	〒		
電 話		FAX	
ご相談内容 (具体的に)			

※お申し込みいただいた企業及び個人情報、相談支援事業に関する以外には使用いたしません。
ご相談内容は担当する専門家の人達のために予めお伺いしております。